

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月13日

静岡県人事委員会

目 次

	(頁)
○ 報 告	1
1 給与勧告の基本的考え方	1
(1) 給与勧告の意義と役割	1
(2) 民間準拠の考え方	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間給与等の状況	3
(1) 職種別民間給与実態調査	3
(2) 調査の実施結果	4
4 公民給与の比較	7
(1) 月例給	7
(2) 特別給	8
5 賃金、物価及び生計費	9
む す び	10
I 給与について	10
1 公民の較差に基づく給与改定	10
(1) 改定すべき事項	10
(2) その他の給与改定	11
(1) 獣医師に対する初任給調整手当の新設	11
(2) 通勤手当	12
(3) 在宅勤務等手当の新設等	12
3 会計年度任用職員の給与改定等	13
(1) 会計年度任用職員の給与改定	13
(2) 会計年度任用職員の勤勉手当の新設	13
4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）	14
II 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について	15
1 人材の確保	15
2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	16
(1) 過度な時間外労働の是正	17
(2) 教職員の多忙化の解消	18
(3) 子育て支援及び介護支援等の充実	19
(4) 多様な働き方の実現	20
3 職員の心身の健康の保持・増進	21
(1) 心の健康づくりの推進	21
(2) ハラスメント防止対策の推進	22
4 障害者雇用等に関する取組	23
5 公務に対する信頼の確保	24
○ 勧 告	25

職員の給与改定の勧告に当たって

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与を改定するよう勧告しました。

職員の給与に関する勧告は、民間給与との均衡を図ることを基本として行うことから、本年も民間給与の実態を精緻に調査したところ、月例給については民間給与が職員給与を3,169円上回っており、特別給についても民間の年間支給割合が職員の年間支給月数を0.10月上回っていることが明らかとなりました。

このため、月例給及び特別給について、引上げ改定を行うことが適切であると判断し、給料表のほか、期末手当及び勤勉手当について改定を行うこととしました。また、獣医師を安定的に確保するため、獣医師に対する初任給調整手当の新設や、職員の通勤費用の負担を軽減するため、通勤手当の支給限度額の引上げ改定を行うこととしました。

あわせて、職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応として、本委員会は、任命権者とともに、長時間労働の是正、多様な働き方の実現、職員の心身の健康の保持・増進などの諸課題に総合的に取り組むことにより、有為な人材の確保や職員の勤務条件・職場環境の改善を図っていくと報告したところであります。

特に、人材の確保については、人材獲得競争が激化する中、試験制度の改善や、職員と就業希望者との対話を重視した広報活動等の取組を進めることにより、受験者の増加に努めてまいります。

また、長時間労働については、時間外勤務時間又は時間外在校等時間の上限を超える職員が増加傾向にあり、心身の健康等への影響が懸念される状況にあることから、総合的な対策を講ずることにより、過度な時間外労働の是正や教職員の多忙化の解消に努めていただきたいと思います。

さらに、多様な働き方については、職員の事情等に応じて柔軟な働き方ができるよう、在宅勤務の利用要件の緩和、フレックスタイム制や勤務間インターバル制の導入について検討するよう報告しました。

議会及び知事におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示されるとともに、職員の適正な勤務条件の確保に向けて一層の配慮を要請します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会の勧告の意義と、災害・事故対応など県行政の各分野において職務を通じて県民生活を支えている多くの職員がいることについて、深い御理解をいただきたいと思います。

令和5年10月13日

静岡県議会議長 中 沢 公 彦 様
静岡県知事 川 勝 平 太 様

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

職員の給与等に関する報告及び勧告

静岡県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について以下のとおり報告し、併せて給与の改定について勧告します。

報 告

本委員会は、静岡県的一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員及び地方公営企業法の適用を受ける職員を除く。以下「職員」という。）の給与、民間企業従業員の給与、生計費その他の職員の給与等を決定する諸条件について調査を行い、その結果を取りまとめたので、次のとおり報告する。

1 給与勧告の基本的考え方

(1) 給与勧告の意義と役割

給与勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な職員の給与を確保する機能を有している。

そのため、本委員会は、地方公務員法に基づく中立的かつ専門的な機関として、民間給与との精確な比較を基に給与勧告を行っている。

こうした給与勧告が実施され、職員の適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、本県行政の円滑な運営を図る上での基盤となっている。

(2) 民間準拠の考え方

公務員の給与は、民間企業と異なり、市場原理による水準の決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される地域の民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員や県民の理解を得られる方法であると考えられる。

そのため、本委員会は、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させる民間準拠の考え方に立って勧告を行っている。

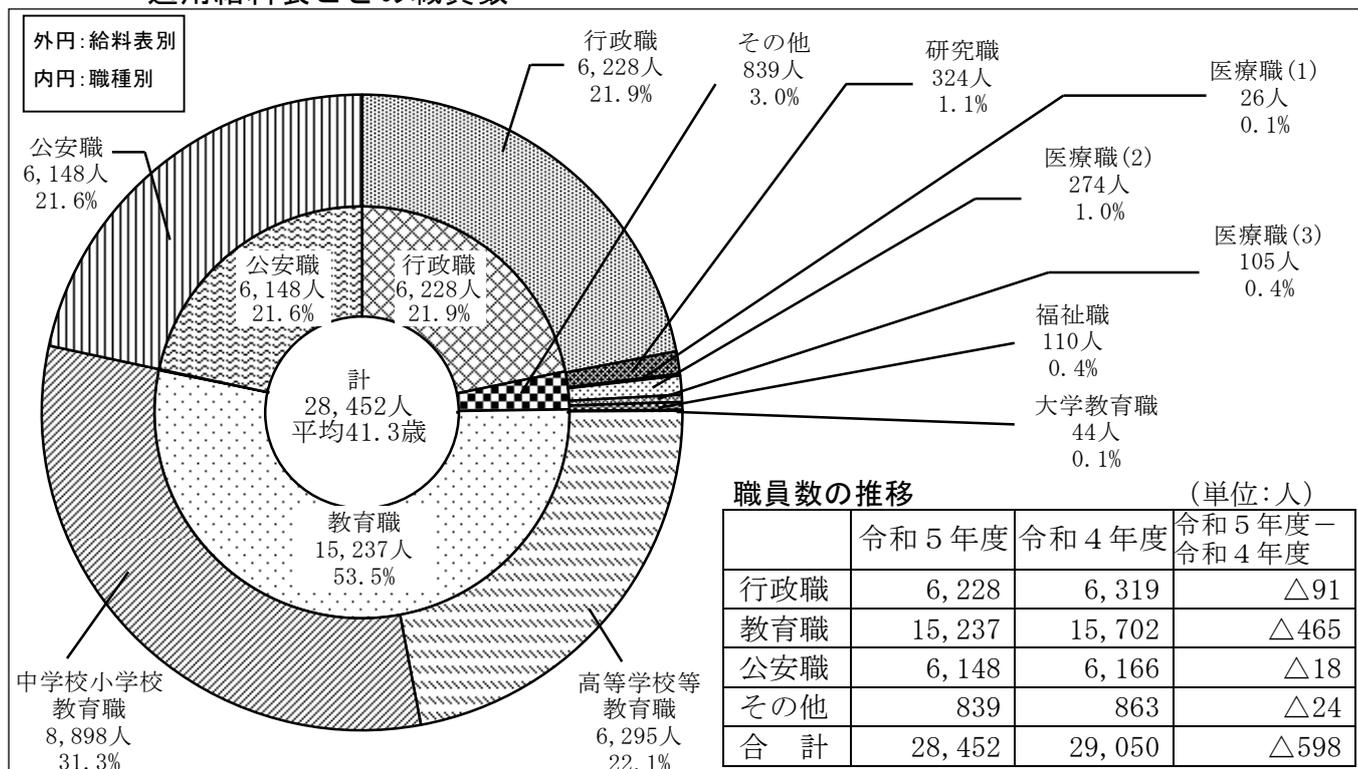
民間給与との比較に当たっては、単純な平均値によるのではなく、公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士の給与について公務員の職員構成を基に行っており、また、民間企業従業員の給与をできる限り広く把握し、公務員の給与に反映させるため、比較対象企業規模については50人以上としている。

2 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和5年職員給与等実態調査」の結果によると、本年4月における職員数は28,452人、平均年齢は41.3歳となっており、昨年4月に比べて598人の減少となっている。

また、行政職給料表適用者の平均年齢は42.0歳、平均扶養親族数は0.7人、男女構成は男性64.6%、女性35.4%、学歴別構成は大学卒77.6%、短大卒2.1%、高校卒20.0%、中学卒0.3%となっている。

適用給料表ごとの職員数



職員全体の本年4月における平均給与月額は、給料359,472円（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、扶養手当9,560円、地域手当14,104円、管理職手当5,250円、住居手当7,075円の計395,461円となっており、このうち、行政職給料表適用者の平均給与月額は、給料336,149円（給料の調整額を含む。）、扶養手当8,399円、地域手当13,528円、管理職手当8,851円、住居手当7,507円の計374,434円となっている。

〔 説明資料の3、4ページ「1 県職員給与関係資料 第1表」参照
説明資料の7、8ページ「1 県職員給与関係資料 第2表」参照 〕

3 民間給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,768民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した444事業所を対象に「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施し、382事業所から回答を得た。

調査では、行政職と類似すると認められる民間の事務・技術関係22職種の約1万6千人及び研究員、医師等54職種の約1千人について、個々の従業員に実際に支払われた本年4月分の給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。同時に、各民間企業における給与改定の状況等についても、調査を実施した。

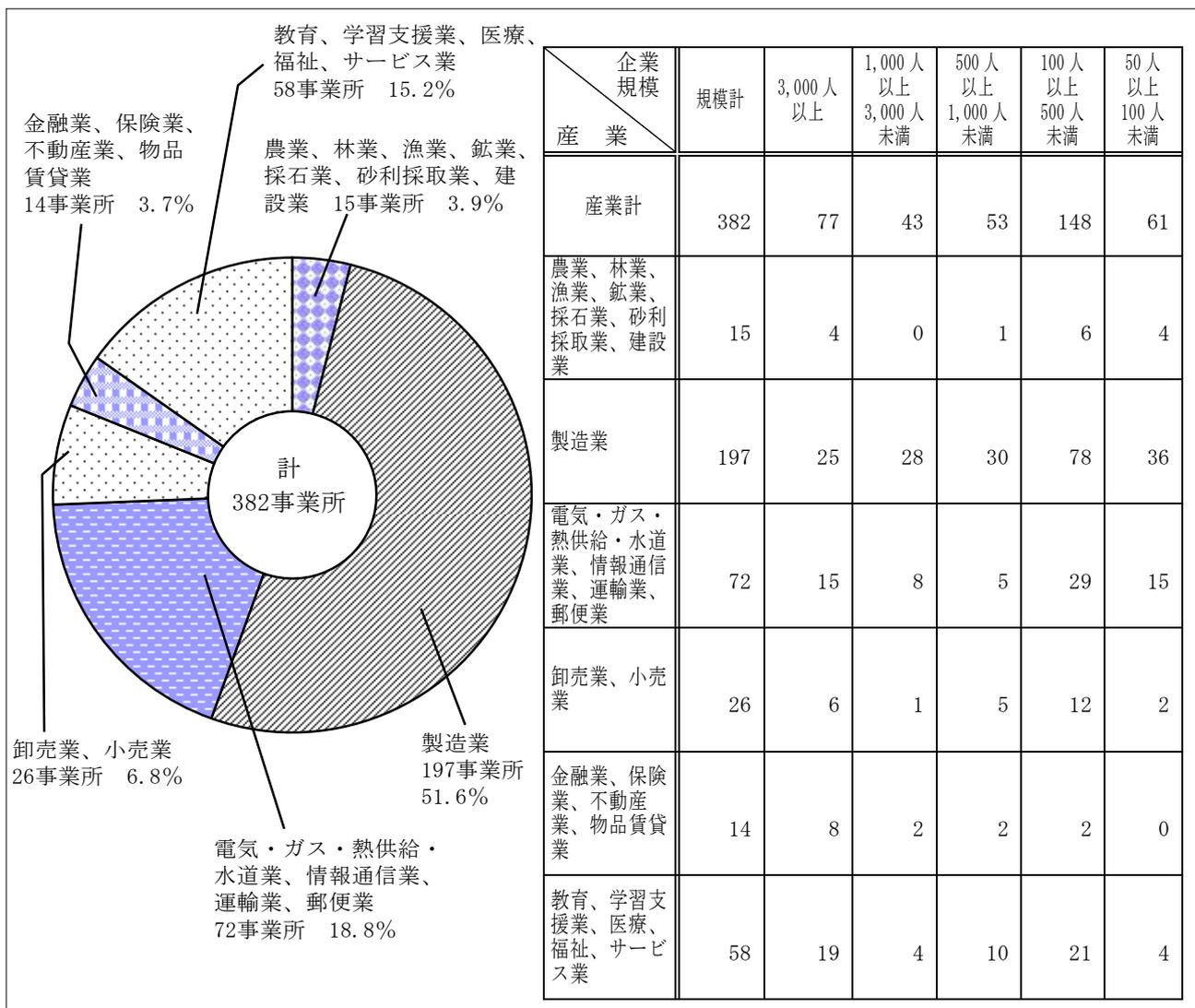
また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、87.8%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(説明資料の46、47ページ「2 民間給与関係資料」参照)

調査を完了した事業所の企業規模別・産業別内訳

(単位：事業所)



(2) 調査の実施結果

ア 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で59.7% (昨年55.6%)、高校卒で50.3% (同46.5%)であり、このうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で66.3% (同33.1%)、高校卒で63.5% (同37.8%)となっている。一方、初任給を据え置いた事業所は、大学卒で33.7% (同66.9%)、高校卒で36.5% (同62.2%)、初任給を減額した事業所は、大学卒で0.0% (同0.0%)、高校卒で0.0% (同0.0%)となっている。

(説明資料の60ページ「2 民間給与関係資料 第15表」参照)

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、第1表のとおり、一般の従業員である係員については62.8%（昨年34.9%）、管理職である課長級については52.0%（同23.4%）であり、それぞれ昨年に比べ増加している。

また、ベースアップを中止した事業所の割合は、係員については3.2%（同11.8%）、課長級については7.8%（同16.1%）であり、それぞれ昨年に比べ減少している。

一方で、ベースダウンを実施した事業所の割合は、係員については1.1%（同0.5%）、課長級については0.9%（同0.0%）であり、それぞれ昨年に比べ増加している。

なお、全国との比較については、第1表のとおりである。

第1表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職段階		項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
静岡県	係員		62.8 (34.9)	3.2 (11.8)	1.1 (0.5)	32.8 (52.8)
	課長級		52.0 (23.4)	7.8 (16.1)	0.9 (0.0)	39.2 (60.5)
全国	係員		47.3 (31.5)	3.5 (7.2)	0.3 (0.3)	48.9 (60.9)
	課長級		42.4 (26.9)	4.2 (7.3)	0.2 (0.3)	53.3 (65.5)

（注）1 （ ）内は、令和4年調査の結果である。

2 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

定期昇給を実施した事業所の割合は、第2表のとおり、係員については91.7%（同89.5%）、課長級については83.0%（同80.4%）であり、それぞれ昨年に比べ増加している。

昇給額を増額した事業所の割合は、係員については40.8%（同31.7%）、課長級については34.5%（同22.9%）であり、それぞれ昨年に比べ増加している。

また、昇給額を減額した事業所の割合は、係員については3.2%（同5.4%）、課長級については3.3%（同3.9%）であり、それぞれ昨年に比べ減少している。

なお、全国との比較については、第2表のとおりである。

第2表 民間における定期昇給制度の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階		定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施				定期昇 給中止		
		増 額	減 額	変化なし				
静岡県	係 員	92.2 (91.1)	91.7 (89.5)	40.8 (31.7)	3.2 (5.4)	47.7 (52.4)	0.5 (1.6)	7.8 (8.9)
	課長級	84.8 (81.6)	83.0 (80.4)	34.5 (22.9)	3.3 (3.9)	45.2 (53.6)	1.8 (1.2)	15.2 (18.4)
全 国	係 員	87.1 (85.8)	86.5 (84.0)	37.4 (30.4)	2.7 (2.8)	46.4 (50.8)	0.6 (1.8)	12.9 (14.2)
	課長級	81.2 (78.6)	80.4 (76.2)	33.1 (26.3)	2.3 (2.6)	45.0 (47.3)	0.8 (2.4)	18.8 (21.4)

(注) 1 () 内は、令和4年調査の結果である。

2 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 公民給与の比較

本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

ア 公民較差

本委員会は、公務においては行政職、民間においては行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士の本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精確に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、第3表－1のとおり、民間給与が職員給与を3,169円上回っていた。

また、第3表－2のとおり、本年の年齢層別の公民較差は、全年齢層において民間が公務を上回っていた。

第3表－1 公民給与の較差

行政職給料表関係		較差(A)－(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
民間給与(A)	職員給与(B)	
381,474 円	378,305 円	3,169 円 (0.84%)

(注) 上記の較差を算出するに当たっては、令和5年度に採用された新規学卒者は含まれていない。

第3表－2 年齢層別の公民給与の較差及び較差率

年 年齢層	平成30年4月		平成31年4月		令和2年4月		令和3年4月		令和4年4月		令和5年4月	
	較差	較差率	較差	較差率								
18～19歳	円 8,937	% 5.30	円 1,251	% 0.73	円 5,927	% 3.55	円 6,689	% 4.03	円 6,770	% 3.89	円 11,612	% 6.61
20～29歳	1,923	0.82	1,484	0.63	1,369	0.57	1,027	0.42	2,555	1.05	8,204	3.30
30～39歳	760	0.23	434	0.13	344	0.11	△303	△0.09	727	0.22	3,127	0.96
40～49歳	781	0.19	310	0.08	△559	△0.14	23	0.01	417	0.10	1,250	0.31
50～55歳	50	0.01	349	0.08	△488	△0.11	△6	△0.00	520	0.11	1,994	0.43
56～59歳	△1,016	△0.20	△1,021	△0.20	△925	△0.19	△831	△0.17	△764	△0.15	801	0.16

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給は、第4表のとおり所定内給与月額との4.50月分に相当しており、職員の特別給の年間平均支給月数（4.40月）を0.10月分上回っていた。

第4表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		静 岡 県		全 国	
		事務・技術 等 従 業 員	技能・労務 等 従 業 員	事務・技術 等 従 業 員	技能・労務 等 従 業 員
平均所定内 給与月額	下半期(A ¹)	356,411円	304,739円	385,616円	292,357円
	上半期(A ²)	363,986円	310,201円	391,088円	297,878円
特別給の 支給額	下半期(B ¹)	800,013円	582,317円	840,471円	568,806円
	上半期(B ²)	822,455円	605,169円	907,309円	581,387円
特別給の 支給割合	下半期(B ¹ /A ¹)	2.24月分	1.91月分	2.18月分	1.95月分
	上半期(B ² /A ²)	2.26月分	1.95月分	2.32月分	1.95月分
年 間 の 平 均		4.50月分		4.49月分	

- (注) 1 所定内給与とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等の所定の労働時間を超える労働や休日労働、深夜労働に対して支給される給与）以外のものをいう。
- 2 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から令和5年7月までの期間をいう。
- 3 年間の平均は、特別給の支給割合を職員の人員構成に合わせて求めたものである。

5 賃金、物価及び生計費

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）によると、本県における本年4月の一般労働者（パートタイム労働者を除く。）の所定内給与は昨年4月に比べ0.02%の減少、所定外給与は昨年4月に比べ2.9%の増加となっている。

総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、静岡市では3.9%の上昇、浜松市では3.8%の上昇、全国では3.5%の上昇となっている。

「家計調査」（総務省）における本年4月の勤労者世帯の消費支出は、静岡市では342,694円、浜松市では333,117円で、それぞれ昨年4月に比べ減少している。

本委員会がこの家計調査を基礎に算定した、本年4月における静岡市及び浜松市の標準生計費は、2人世帯の静岡市123,211円、浜松市118,165円、3人世帯の静岡市171,259円、浜松市164,231円、4人世帯の静岡市219,306円、浜松市210,295円となっている。

さらに、「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における1人世帯の標準生計費は、静岡市119,190円、浜松市113,738円となっている。

（ 説明資料の65ページ「3 生計費関係資料」参照
説明資料の69ページ「4 労働経済関係資料」参照 ）

I 給与について

1 公民の較差に基づく給与改定

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として行うもので民間準拠を基本としており、公民給与の精確な比較により、職員給与を社会一般の情勢に適応させ、適正な給与水準を維持・確保することがその重要な機能となっている。

本年4月時点で職員と民間企業従業員の給与を比較した結果、前述の報告で示したとおり、月例給については民間給与が職員給与を3,169円（0.84%）上回っており、特別給については民間の年間支給割合（4.50月分）が職員の年間平均支給月数（4.40月分）を0.10月分上回っていることが判明した。

本委員会としては、民間給与の動向や人事院勧告の内容等を総合的に検討した結果、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

(1) 改定すべき事項

ア 給料表

各給料表の給料月額について、国の改定を考慮して引上げ改定を行う。

イ 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当について、(ア)に掲げる職員においては、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、次のとおり改定する。また、(イ)から(エ)までに掲げる職員においては、(ア)に掲げる職員の改定状況を踏まえ、次のとおり改定する。

(ア) (イ)から(エ)までに掲げる職員以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

の期末手当及び勤勉手当

支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、令和6年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分する。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当

支給月数を0.05月分引き上げ、2.35月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、令和6年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分する。

(ウ) 大学の学長の期末手当及び勤勉手当

支給月数を0.10月分引き上げ、3.40月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に配分し、令和6年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分する。

(エ) 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当

支給月数を0.10月分引き上げ、3.40月分とする。支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期に配分し、令和6年度以降においては、6月期及び12月期が均等になるよう配分する。

2 その他の給与改定

(1) 獣医師に対する初任給調整手当の新設

本委員会は、昨年勧告時の報告において、「獣医師の採用人数が募集人数を大きく下回る状況が続いていることから、採用試験の実施時期や内容の見直し、学生等へのPR、離職防止の徹底、給与面での改善など多角的に取り組む」と言及した。このうち採用試験については、応募者と受験機会の増加を図る観点等から、試験内容の見直しや試験回数増などの改善を行った。

給与面での改善については、本県における獣医師の採用が困難な状況や、全国的に公務を担う獣医師の確保が困難になっている中、本年4月時点で41道府県において獣医師に対する初任給調整手当を支給している状況を考慮すると、

獣医師に対する初任給調整手当を新設することが適当である。

獣医師に対する初任給調整手当の新設については、令和6年4月1日から実施することとし、初任給調整手当の額等については、他の都道府県の状況等を考慮し、月額30,000円を超えない範囲内の額で、採用の日から15年以内の期間において支給することが適当である。

(2) 通勤手当

本委員会において、本年4月時点の交通機関等及び交通用具を利用する職員の通勤に係る費用等を調査した結果、通勤に係る費用が通勤手当の支給限度額（月額75,000円）を超える職員（以下「超過者」という。）は、交通機関等利用者で178人（同利用者の4.7%）、交通機関等と交通用具との併用者で213人（同併用者の12.8%）であった。また、支給限度額が現行の75,000円となった平成16年度の超過者数（それぞれ90人、124人）と比較すると、交通機関等利用者は88人増（2.0倍）、交通機関等と交通用具との併用者は89人増（1.7倍）であった。これらの超過者の状況や県内交通機関の運賃値上げの状況等を総合的に勘案すると、交通機関等及び交通用具等の利用に係る通勤手当の支給限度額を引き上げることが適当である。

通勤手当の支給限度額の引上げについては、令和6年4月1日から実施することとし、引上げ後の支給限度額については、超過者の通勤に係る費用等を考慮すると、月額80,000円とすることが適当である。

(3) 在宅勤務等手当の新設等

本委員会は、昨年の勧告時の報告において、「本県においても在宅勤務が広がっていることから、国の状況を注視し、在宅勤務を行う場合に支給する手当の枠組みについて検討する必要がある、通勤手当については、通勤に係る経費の負担の在り方などを検討する必要がある」と言及した。

国は、本年の人事院勧告において、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担の状況等を考慮して、在宅勤務等手当の新設及び通勤手当の調整について勧告した。

在宅勤務については、本県においても、コロナ禍を契機に、知事部局や教育委員会事務局の職員にモバイルパソコンが配備され、一定の利用が定着しつつあることから、給与制度についても、在宅勤務等の働き方に対応していくことが適当である。したがって、今後、地方自治法の改正により、地方公務員に関する在宅勤務等手当が新設された場合は、本県においても、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、在宅勤務等手当を新設することとし、その手当額及び支給要件等は、国に準ずることが適当である。また、在宅勤務等手当が支給される職員については、国に準じて通勤手当の調整を行うことが適当である。

3 会計年度任用職員の給与改定等

(1) 会計年度任用職員の給与改定

会計年度任用職員の給与改定については、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」（令和5年5月2日総務省通知）を踏まえ、常勤職員の改定された給与の種類及び内容等並びに当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮し、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすることが適当である。

会計年度任用職員の給与改定の時期については、本県における会計年度任用職員の任用等に関する実情を考慮し、任命権者が適当と認める日から実施することが適当である。

(2) 会計年度任用職員の勤勉手当の新設

会計年度任用職員の勤勉手当の新設については、「地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について」（令和5年6月9日総務省通知）を踏まえ、常勤職員の改定された勤勉手当の内容等及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮し、当該常勤職員の改定された勤勉手当の取扱いに準じて新設することを基本とすることが適当である。

会計年度任用職員の勤勉手当の新設の時期については、令和6年4月1日

から実施することが適当である。

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

人事院は、昨年の勧告時の報告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の必要性について言及した上で、本年の勧告時の公務員人事管理に関する報告において、公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組等の中で、若手・中堅職員の処遇改善や諸手当の見直しなど、令和6年に向けて給与上の措置を検討する事項について言及した。また、65歳定年の完成を視野に入れた60歳前・60歳超の各職員層の給与水準（給与カーブ）の在り方については、令和6年以降も見据え、人事管理に係る他の制度と一体で引き続き検討すると言及した。

本県においても、昨年の勧告時の報告において、「定年の引上げといった社会や公務の変化に応じた給与制度のアップデートを図る必要がある」と言及したところであり、今後も、国と同様に、人材の確保のための一体的な取組等の中で、給与制度の整備等を進めていく必要があることから、国等の状況を注視しつつ、令和6年に向けて、給与上の措置について検討していく。

II 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について

社会経済情勢や国内外の情勢が激変する中、災害・事故等の対応など、公務の重要性が増すとともに職員に求められる役割も大きくなっている。また、行政課題が日々複雑化・高度化する中、安定的・継続的に質の高い行政を県民及び関係者に提供していく必要がある。そのためには、行政の経営管理力及び生産性を高めるとともに、行政を担う高い志を持つ多様で有為な人材を確保していくことが重要である。

本県においては、少子高齢化や民間企業・他の都道府県等との人材獲得競争が激しくなる中、近年、職員採用試験の受験者数が減少傾向にあり、一部の技術職種においては、合格者数が公募人数を下回るなど深刻な状況にある。また、近年、災害・事故等の影響により、職員の時間外勤務が増加傾向にある一方で、土木職・獣医師等の技術・専門職の安定的な確保が困難になっている。

このため、本委員会は、任命権者とともに、職員採用試験の改善、給与等の勤務条件の改善、長時間労働の是正、多様な働き方の実現、職員の心身の健康の保持・増進などの諸課題に総合的に取り組むことにより、有為な人材の確保や職員の勤務条件・職場環境の改善を図っていく。

1 人材の確保

民間との人材獲得競争が激化する中、質の高い行政を安定的・継続的に展開していくための人材を確保する上で、多様な人材が応募できる試験制度の改善や、就業希望者が県職員の仕事の魅力について、より理解を深められるような広報活動・情報発信など、就業希望者の目線に立った取組を進めることが重要である。

試験制度の改善については、本年、人材獲得競争が激化している土木・建築・薬剤師について、教養試験を理系学生が受験しやすい内容に見直すとともに、試験実施時期を4月とする早期試験を実施している。また、全国的に採用が困難な獣医師については、採用方法を競争試験から選考に変更することにより、任命権者が試験の実施時期や回数、内容等を柔軟に設定できるようにしたところである。

こうした改善により、受験者数の増加などの一定の効果が出てきていることから、本委員会は、今後も、人材の確保が困難な専門職種に関する採用試験の改善を重点的に行っていく。また、応募手続のオンライン化による受験者の利便性の

向上など、受験しやすい試験体制の構築に努めていく。

広報活動及び情報発信については、大学説明会等への積極的な出展、オンラインを活用した個別相談会の開催、SNSや民間就職サイトの活用等を通じて、公務員を志望する学生や社会人に対して積極的にPRしていくほか、任命権者と連携して採用職種ごとの現場説明会を開催するなど、職員と就業希望者との対話を重視した取組を拡充し、採用試験の受験者数の増加を図っていく。

教育職員の採用については、教育公務員特例法に基づき、教育長が実施しているところであるが、他の職と同様に、近年、採用試験の受験者数が減少傾向にあり、教育職員の安定的な確保が課題であることから、教育委員会には、受験者確保に向けた対応を講ずることを求めたい。

警察官の確保についても、近年、採用試験の受験者数が減少傾向にあり、安定的な確保が困難になっている。警察本部においても、採用試験の受験要件の緩和や元警察官を対象とする選考試験の実施など、人材確保の取組を進めているところであるが、本委員会としても警察本部と連携し、受験者数減少の要因分析などを踏まえた必要な対応を検討していく。

なお、新規採用者の給与面の改善については、昨年の勧告において、行政職給料表適用者の大卒初任給の3,000円引上げ、高卒初任給の4,000円引上げなど、若年層等に重点を置いた給与改定を勧告した。また、本年の勧告においても、行政職給料表適用者の大卒初任給の10,700円引上げ、高卒初任給の12,000円引上げ、獣医師に対する初任給調整手当の令和6年度からの新設など、若年層・中堅層等に重点を置いた給与改定を勧告した。

本委員会は、今後も、採用試験の改善や勤務条件の向上などの取組について、任命権者と連携して総合的に進めることにより、有為な人材の安定的な確保を図っていく。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

災害・事故等への対応など、行政課題が多様化かつ高度化する中、職員が果たすべき役割は一層大きくなっている。公務を担う人材を確保し、安定的・継続的に質の高い行政を展開していくためには、本県職員のワーク・ライフ・バランス

を実現することが、極めて重要である。

(1) 過度な時間外労働の是正

長時間労働は、職員の健康の維持や、仕事と家庭生活との両立に悪影響を及ぼすとともに、仕事に対するモチベーションの低下を招くおそれがあることから、過度な時間外労働の是正は喫緊の課題である。

国の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月閣議決定）において、公務員も過労死等防止対策に取り組むとされていることから、本県においても過度な時間外労働の解消に努める必要がある。

本委員会は、時間外勤務の上限規制を適正に運用するため、任命権者に対して、月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例や、月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員の状況等について報告を求めている。

任命権者からの令和4年度分の報告によると、上限時間の特例を超えた職員は569人で3年度に比べ164人増と大幅に増加し、上限時間の原則を超えた職員は725人で3年度に比べ33人増であった。

災害・事故等の影響により、業務量が増加したことは承知しているが、時間外勤務の縮減の取組を進めているにもかかわらず、上限時間の特例及び原則を超えた職員が、時間外勤務命令対象者の11.7%（1,294人）で3年度に比べ1.6ポイント増（197人増）となったことは極めて遺憾である。

このため、本委員会は、本年9月に任命権者に対して、組織全体の時間外勤務の状況に応じた総合的かつ横断的な対策を講ずることにより、総業務量及び総労働時間の縮減を図ることや、管理監督職のマネジメント、業務の効率化・デジタル化、研修の充実、人員配置の最適化及び健康管理などの多面的かつ悉皆的な取組を徹底するよう指導・助言を行った。

任命権者には、この指導・助言を踏まえ、共通業務等の効率化・デジタル化や優良な改善事例の横展開を図るとともに、職員階層に応じた勤務時間の管理等に関する研修の充実と受講の徹底を図ることにより、職員の意識を向上させることを求める。加えて、災害・事故対応、職員の退職・休業等により、時間外勤務の上限時間を超える事態が予見される場合は、業務量に応じた柔軟な人

員配置や必要な人員の確保など、職員の人員配置の最適化の徹底を図るとともに、業務分担の平準化、会計年度任用職員等の効果的な配置・活用など必要な対策を講ずることを求める。さらに、長時間労働者に対する医師面談等の早期実施等の多角的な取組を進めることにより、職員の時間外勤務の縮減及び健康保持が図られることを期待する。

管理監督職には、部下の業務量や時間外勤務の状況を把握し、その状況に応じて業務プロセスの改善や業務分担の平準化等を行うことにより、所属職員の時間外勤務が上限時間を超えることのないよう、適切なマネジメントを行うことを求める。

本委員会は、引き続き、任命権者の改善状況を注視し、今後とも是正に向けて必要な指導・助言を行うとともに、労働基準監督機関として、事業所調査等を通じた指導・助言に努めていく。

(2) 教職員の多忙化の解消

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、質の高い授業やきめ細かな指導を進めることができる環境を整えることは、次代を担う子どもたちの学力の向上や成長等にとって重要な課題である。

本委員会は、県教育委員会に対して、県立学校の教育職員について、月100時間や年間720時間等といった時間外在校等時間の特例を超えた職員及び月45時間や年間360時間といった時間外在校等時間の原則を超えた職員の状況等について報告を求めている。

令和4年度分の報告によると、上限時間の特例を超過した者は1,637人で3年度に比べ48人増、対象者の22.5%（県立高校35.3%、特別支援学校2.6%）であった。また、このうち年間1,000時間を超えた者は355人で3年度に比べ98人増であった。

このため、本委員会は、本年9月に県教育委員会に対して、学校の時間外在校等時間の状況に応じた総合的かつ横断的な対策を講ずることにより、総業務量及び総在校等時間の縮減を図ることや、校長等のマネジメント、校務の効率化・デジタル化、部活動指導員の活用及び健康管理などの多面的かつ悉皆的な

取組を徹底するよう助言した。

また、小学校及び中学校の時間外在校等時間についても、「時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合」は、小学校35.2%及び中学校50.7%と、いずれも3年度より減少したものの依然として3割及び5割以上の者が、月45時間を超えている状況にあることから、県教育委員会は、市町教育委員会と連携して、時間外在校等時間の縮減の取組を進めていく必要がある。

県教育委員会には、「学校における業務改革プラン」の下、各学校で共通する業務の効率化・デジタル化や優良な改善事例の横展開を図るとともに、在校等時間の管理等に関する教育職員の意識を向上させることを求める。加えて、学校行事等の繁忙期や教職員の退職・休業等により、時間外在校等時間等の上限を超える教職員の増加が予見される場合は、その業務量に応じて、教職員の業務分担の平準化の徹底を図るとともに、臨時的任用教職員等及び非常勤講師・部活動指導員・ICT支援員等の外部人材の効果的な配置・活用を図る必要がある。特に、近年、教職員の欠員が増加傾向にあるため、県教育委員会は、市町教育委員会及び関係団体と連携して、まずは、教職員人材バンクの登録者数の増加を図るなど必要な対策を講ずることにより、早急に教職員を確保できる体制を充実させる必要がある。

校長等の管理職は、校務の精選・効率化、部活動指導のガイドラインに沿った実施等により、学校の総業務量を縮減するとともに、時間外在校等時間等の状況に応じて教職員の業務分担の平準化を図るなどの適切なマネジメントを行う必要がある。また、時間外在校等時間等の上限を超えた教職員の状況に応じて、速やかに改善策を講じ事態の慢性化を防ぐ必要がある。

さらに、関係団体及び地域の関係者との連携・協働を一層推進することにより、教職員の多忙化の解消が図られることを期待する。

(3) 子育て支援及び介護支援等の充実

子育てや介護等を行う職員の仕事と家庭生活の両立支援は、職員が意欲を持って仕事に取り組み、その能力を十分に発揮して職務に精励するために、重要な課題である。

国の「こども未来戦略方針」（本年6月閣議決定）において、「こども・子育て加速化プラン」の具体的な政策として、産前・産後ケアの拡充、男性育休の取得促進、看護休暇の対象となる子どもの年齢の引上げの検討などが示され、国を挙げて子育て政策の強化が進められている。

これらの国の動向等を踏まえ、任命権者には、子育て・介護等を行う職員を職場全体で応援できるよう、当該職員・職場の支援体制を充実させるとともに、制度の周知徹底や利用促進を図ることを求める。特に、男性職員の育児休業等については、各任命権者において重点的に取組を進めた結果、知事部局の令和4年度取得率が6割を超えるなど増加傾向にあるものの、前述の国のプランにおいて、男性の育児休業取得率を85%とする目標が示されたことから、引き続き、取得率を高める取組を総合的に進めていく必要がある。

管理職には、休暇・休業制度の対象となる職員に対して、制度の周知・利用の勧奨や取得意向の把握等を行うとともに、業務分担やスケジュールの見直し等を行うことにより、制度を利用しやすい職場づくりに努めることを求める。加えて、制度の対象となる職員の下承を得た上で、子育て・介護等の状況に関する所属職員の理解を深めることなどにより、相互に業務支援を行うことができる職場づくりに努めることを求める。

(4) 多様な働き方の実現

多様な働き方の実現は、職員の業務効率の向上・能力発揮・健康保持や、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するのみならず、静岡県職員・職場の魅力の向上につながるものであるから、重要な課題である。

本県においては、時差勤務、在宅勤務、サテライトオフィス勤務など、職員の個々の事情等に応じて、多様な働き方を可能とする制度が整備されてきたところであり、任命権者には、今後も、これらの制度の拡充・活用を進めていくことを求める。

在宅勤務については、コロナ禍を契機に、知事部局等においては一定の利用が定着しつつあるが、現行制度においては、時間単位の利用ができないなど柔軟性に欠ける点が見受けられる。このため、任命権者は、利用要件の緩和等を

進めることにより、利便性と業務の生産性の向上を図る必要がある。

フレックスタイム制については、職員の個々の事情等に応じた働き方の実現に資するものであり、国は本年の人事院勧告において、フレックスタイム制の活用により、いわゆる選択的週休3日制を可能とする法改正について勧告を行った。国等の動向を踏まえ、本県においても、フレックスタイム制に関する職員のニーズや課題等を把握した上で、導入可能性等について具体的な検討を進める必要がある。

勤務間インターバル制については、国の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月閣議決定）において、公務員も必要な取組を推進することとされている。また、国は本年の人事院勧告において、「国家公務員についても、勤務間のインターバル確保の取組を早期に推進していく必要があり、人事院規則に新たな努力義務の規定を設け、令和6年4月の施行を目指す」と報告した。国等の動向を踏まえ、本県においても、勤務間インターバル制に関する課題等を把握した上で、導入可能性等について具体的な検討を進める必要がある。

なお、在宅勤務の利用促進やフレックスタイム制及び勤務間インターバル制の導入等に伴い、勤務時間の管理等に関する業務量が増加することが预见されることから、任命権者は、勤務時間の把握や管理が正確かつ簡便にできるよう、業務の効率化やシステム化を進める必要がある。

3 職員の心身の健康の保持・増進

職員がその能力を十分に発揮し、質の高い行政を継続していくためには、職員の心身の健康の保持・増進を図ることが必要である。

昨今の行政課題の多様化や高度化により、職員は、ますます困難性の高い業務に挑戦する機会が増え、かつ、その量も増加しており、心の健康づくりやハラスメント防止対策に取り組むことが極めて重要となっている。

(1) 心の健康づくりの推進

長期療養者の発生は、本人や家族への影響のみならず、職場全体にも影響を及ぼすものであるから、その防止を図ることが喫緊の課題である。

精神疾患による長期療養者は6年連続で増加し、令和4年度は317人で3年度と比べ52人増、このうち新規療養者は175人で3年度に比べ30人増となり、深刻な状況が続いている。

職員の精神疾患を未然に防止するためには、早期のケアが重要であるが、ストレスチェックにより高ストレス者と判定された職員に対する医師面談等の実施率は1割程度と低い状況が続いている。

このため、任命権者には、ストレスチェックにより高ストレス者と判定された職員が、早期に医師面談等や相談窓口を利用するよう、オンラインの活用による利便性の向上や健康管理に関する職員の意識向上を図るとともに、長期療養者の要因・傾向等に応じた防止策を充実させることを求める。また、任命権者には、管理職等に対して、メンタルヘルスケアや職場環境の改善に関する実践的な研修を充実させるとともに、優良な取組の横展開を図ることを求める。さらに、長期療養者の円滑な職場復帰を図るため、支援体制や再発防止体制を充実させることを求める。

管理職には、日頃から部下の心身の健康状態に注意を払い、不調の兆候が見られる場合は、速やかに医師面談等や相談窓口の利用を勧奨することを求める。また、職場における人間関係等のストレスを軽減するため、職員間のコミュニケーションの活性化や相互理解の向上に努めるとともに、ストレスチェックの集団分析により判明した所属のストレス傾向等に応じて職場環境の改善を図ることを求める。さらに、管理職には、長期療養者に対して、療養期間中のケアや復帰支援を行うとともに、復帰した職員に対しても、その状況に応じて、職場全体で必要な支援を行うことを求める。

(2) ハラスメント防止対策の推進

職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳を傷つけ、心身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、職場の人間関係や秩序を乱し、職員の士気や公務能率の低下を招くなど職場の運営にも支障をもたらすものである。

また、妊娠、出産、育児や介護に関するハラスメントは、子育て支援や介護支援を進める上であってはならないものである。

さらに、パワー・ハラスメントについては、3年連続で相談件数が増加していることから、引き続き、防止等に関する取組を重点的に進める必要がある。

このため、任命権者には、各種ハラスメントに関して、事案に応じた対応マニュアルや実践的な研修を充実させることにより、管理職及び相談員の対応能力の向上を図ることを求める。加えて、職員階層に応じた研修や情報提供を通じて、各種ハラスメントに関する職員の理解促進や意識向上を図ることにより、ハラスメントの発生を防止することを求める。

管理職には、過度な指導がハラスメントとなり得ることを自覚し、自らが範を示してハラスメントの根絶に取り組むことを求める。加えて、ハラスメント相談等があった場合は、その状況に応じて、速やかに必要な措置等を講ずることにより、事態の改善を図ることを求める。

4 障害者雇用等に関する取組

障害のある方が適性に応じた職業に就き、能力を十分に発揮し、地域で自立した職業生活を送ることができる社会を実現するためには、公務部門が率先して就労の場の提供や働きやすい職場環境の整備に取り組むことが重要である。

本県では、本委員会が行う障害のある方を対象とした試験による採用や、任命権者が個別に行う任用を通じた就労の場の提供及び離職防止の取組を進めてきた結果、知事部局及び警察本部においては、昨年引き続き本年も障害者の法定雇用率が達成されている。

しかしながら、県教育委員会においては、昨年よりも雇用率が増加したものの依然として、法定雇用率が達成されていない状況にある。

このため、県教育委員会には、障害のある方が働くことができる職場・職種・職務内容を拡大することなどにより、雇用人数を増やし、速やかに法定雇用率を達成させることを求める。また、本委員会もこの取組を支援していく。

任命権者は、令和6年4月から法定雇用率が段階的に引き上げられることを踏まえ、障害のある方の計画的な採用などの取組を進めていく必要がある。

また、任命権者には、障害者活躍推進計画に基づき、障害のある職員に対する支援のみならず、所属職員に対する研修などの支援を充実させることにより、障

害のある職員が長く定着し活躍できる職場づくりに取り組むことを求める。

5 公務に対する信頼の確保

職員の不祥事事案は、公務への信頼を揺るがすものであり、各任命権者ともに職員の不祥事の根絶に取り組んでいるにもかかわらず、懲戒処分事案が後を絶たないことは、誠に遺憾である。

知事部局においては、熱海市の土石流災害に関する行政対応の失敗が指摘され、組織文化等の改善を図るよう提言がなされた。また、教育委員会においては、生徒等に対するわいせつ事案が後を絶たず、警察本部においては、公務外での非行事案や逮捕事案が相次ぐなど、公務に対する信頼が大きく損なわれている。

このため、任命権者には、改めて組織文化の改善に向け、職員に対して意識改革や行動変容を促すとともに、コンプライアンスの徹底等を図り、県政に対する県民の信頼を確保することを求める。加えて、任命権者には、職員に対して、全体の奉仕者としての高い使命感・倫理観を持って職務を遂行することや、公務外においても静岡県職員であることの強い自覚と誇りを持ち、厳しく自らの言動を律することについて、徹底させることを求める。

管理職には、日頃から、より高い規範意識を持って自らが範を示し、部下の業務や心身の状況等に注意を払い、その状況に応じて適切な指導・助言を行うことを求める。加えて、相談しやすい風通しの良い職場づくりに一層取り組むことなどにより、不祥事事案の発生防止を図ることを求める。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する諸条例を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の各給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医師等に対する初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を415,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

イ 獣医師に対する初任給調整手当の新設

獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職であって、人事委員会規則で定める者に対して、月額30,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から15年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

(3) 通勤手当

交通機関等及び交通用具等の利用に係る通勤手当の支給限度額について、月額80,000円とすること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和5年12月期の支給割合

(ア) (イ)から(エ)までに掲げる職員以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分）とすること。

(ウ) 大学の学長

期末手当の支給割合を0.675月分とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分とすること。

(エ) 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)から(エ)までに掲げる職員以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。

(ウ) 大学の学長

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。

(エ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(4)のアについては令和5年12月1日から、1の(2)のイ、(3)及び(4)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

3 会計年度任用職員の給与改定等

会計年度任用職員の給与改定については、常勤職員の改定された給与の種類及び内容等並びに当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮し、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすること。また、給与改定の時期については、本県における会計年度任用職員の任用等に関する実情を考慮し、任命権者が適当と認める日から実施すること。

会計年度任用職員の勤勉手当の新設については、常勤職員の改定された勤勉手当の取扱いに準じて新設することを基本とすること。また、新設の時期については、令和6年4月1日から実施すること。

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			

	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300					
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600					
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900					
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100					
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300					
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300						
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600						
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800						
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000						
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300						
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600						
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800						
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000						
94		295,900	343,600	382,500	394,300						
95		296,200	344,100	382,900	394,600						
96		296,600	344,500	383,300	394,800						
97		296,800	344,700	383,600	395,000						
98		297,100	345,100	384,100	395,300						
99		297,500	345,500	384,500	395,600						
100		297,900	345,800	384,900	395,800						

	101		298,100	346,100	385,200	396,000					
	102		298,400	346,500							
	103		298,800	346,900							
	104		299,100	347,300							
	105		299,300	347,800							
	106		299,600	348,200							
	107		300,000	348,600							
	108		300,300	349,000							
	109		300,500	349,500							
	110		300,900	349,900							
	111		301,300	350,200							
	112		301,600	350,500							
	113		301,800	351,000							
	114		302,000								
	115		302,300								
	116		302,700								
	117		302,900								
	118		303,100								
	119		303,400								
	120		303,700								
	121		304,100								
	122		304,300								
	123		304,600								
	124		304,900								
	125		305,200								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第4項に規定する職員を除く。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	524,700
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	527,800
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	530,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	534,000
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	537,100
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	539,500
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	544,300
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	546,700
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	548,400
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	550,300
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	552,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	553,900
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	555,200
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	558,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	560,400
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	561,100
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800	
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200	
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000	
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500	
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800	
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000	
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200	
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400	
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000	
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500	
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100	
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600	

	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600
	74	268,600	320,600	389,700		
	75	269,600	321,700	390,300		
	76	270,600	322,700	391,000		
	77	271,600	323,800	391,700		
	78	272,600	324,800	392,300		
	79	273,600	325,700	392,900		
	80	274,500	326,600	393,500		
	81	275,500	327,500	394,100		
	82	276,600	328,300	394,700		
	83	277,700	329,000	395,300		
	84	278,600	329,600	395,900		
	85	279,500	330,100	396,400		
	86	280,400	330,600	396,900		
	87	281,300	331,100	397,400		
	88	282,000	331,500	398,100		
	89	282,800	331,800	398,500		
	90	283,900	332,300			
	91	284,900	332,800			
	92	285,900	333,200			
	93	286,800	333,500			
	94	287,700	333,900			
	95	288,700	334,300			
	96	289,600	334,700			
	97	289,900	335,200			
	98	290,800	335,700			
	99	291,500	336,200			
	100	292,400	336,700			

	101	293,300	337,200				
	102	293,900	337,700				
	103	294,600	338,200				
	104	295,300	338,700				
	105	295,800	339,100				
	106	296,300	339,500				
	107	296,800	340,000				
	108	297,200	340,400				
	109	297,400	340,900				
	110	297,800	341,300				
	111	298,100	341,800				
	112	298,300	342,200				
	113	298,600	342,700				
	114	298,900	343,100				
	115	299,200	343,600				
	116	299,500	344,000				
	117	299,800	344,500				
	118	300,100	344,900				
	119	300,300	345,300				
	120	300,600	345,700				
	121	300,900	346,100				
定年前再 任用短 時間勤 務職員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700	524,500

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
	47	383,500	449,500	502,400	557,100	
	48	384,800	451,200	504,100	558,100	

	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	574,100
	67		471,900	523,700	575,000
	68		472,500	524,600	575,900
	69		472,800	525,500	576,800
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		
85		481,800	539,200		
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		
89		483,800	542,700		
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			
93		485,900			
94		486,500			
95		487,100			
96		487,600			
97		488,100			
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500

	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	445,500
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	445,800
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	446,100
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	446,400
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	446,800
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	447,100
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	447,400
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	447,700
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	407,500	
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	407,800	
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	408,100	
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	408,300	
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	408,600	
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	408,900	
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	409,200	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	409,400		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			
86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				

	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前再 任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200

	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,300	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	433,700	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	434,000	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	434,300	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	434,700	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
定年	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
前再	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
任用	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
短時	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
間勤	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
務職	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
員以	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
外の	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
職員	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100		
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600		
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000		
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400		
	98	286,800	318,600	351,500	369,300			
	99	287,400	319,200	352,000	369,800			
	100	288,300	319,800	352,400	370,300			

101	289,100	320,200	352,900	370,900
102	289,900	320,800	353,300	371,400
103	290,700	321,400	353,800	371,900
104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		
142	303,500	334,600		
143	303,900	334,900		
144	304,200	335,300		
145	304,400	335,600		
146	304,600	336,000		
147	304,900	336,400		
148	305,300	336,800		
149	305,500	337,100		
150	305,700	337,500		
151	306,000	337,900		
152	306,300	338,300		

	153	306,700	338,600					
	154	306,900						
	155	307,100						
	156	307,400						
	157	307,700						
	158	308,000						
	159	308,300						
	160	308,600						
	161	309,000						
	162	309,300						
	163	309,600						
	164	309,900						
	165	310,300						
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400

	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
定年前再 任用 短時間勤 務職員以 外の 職員	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
	78	254,800	317,400	342,400	387,100	409,600	
	79	255,700	318,000	342,900	387,600	409,900	
	80	256,300	318,600	343,300	388,200	410,100	
	81	257,000	318,900	343,500	388,700	410,300	
	82	257,500	319,200	343,800	389,100		
	83	258,100	319,800	344,300	389,500		
	84	258,700	320,100	344,700	389,900		
	85	259,300	320,400	345,000	390,100		
	86	260,100	320,700	345,300	390,300		
	87	260,800	321,000	345,800	390,600		
	88	261,500	321,300	346,200	390,900		
	89	262,000	321,700	346,500	391,100		
	90	262,800	322,100	346,900	391,400		
91	263,600	322,400	347,300	391,700			
92	264,300	322,600	347,500	391,900			
93	264,700	323,100	347,800	392,100			
94	265,200	323,500		392,400			
95	265,700	323,700		392,700			
96	266,400	324,100		392,900			
97	267,100	324,500		393,100			
98	267,800	324,900					
99	268,500	325,300					
100	269,200	325,600					

101	269,600	325,800				
102	270,100	326,100				
103	270,500	326,400				
104	270,900	326,700				
105	271,100	327,100				
106	271,300	327,300				
107	271,600	327,600				
108	271,900	328,000				
109	272,200	328,400				
110	272,500	328,700				
111	272,800	329,100				
112	273,000	329,400				
113	273,300	329,700				
114	273,600	330,100				
115	273,900	330,400				
116	274,300	330,600				
117	274,600	330,800				
118	274,900	331,100				
119	275,300	331,500				
120	275,700	331,900				
121	275,900	332,100				
122	276,100					
123	276,500					
124	276,800					
125	277,000					
126	277,300					
127	277,700					
128	278,100					
129	278,300					
130	278,700					
131	279,100					
132	279,400					
133	279,600					
134	279,900					
135	280,300					
136	280,600					
137	280,800					
138	281,100					
139	281,400					
140	281,700					
141	281,900					
142	282,100					
143	282,300					
144	282,600					
145	283,000					
146	283,200					
147	283,500					
148	283,800					
149	284,100					
150	284,300					
151	284,600					
152	284,800					
153	285,100					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	257,700	318,700	367,800	435,500
	14	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	262,400	322,700	371,700	439,900
	16	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	272,200	330,000	379,600	448,800
	20	274,900	331,700	381,400	451,100
	21	277,600	333,100	383,200	453,100
	22	280,200	335,500	384,700	455,400
	23	282,700	337,600	385,900	457,800
	24	285,100	339,800	387,100	460,100
	25	287,500	341,600	388,200	462,100
	26	290,000	343,500	389,900	464,200
	27	292,400	345,600	391,600	466,300
	28	294,900	347,700	393,300	468,400
	29	297,300	349,600	395,000	470,400
	30	299,600	351,500	396,600	472,700
	31	301,800	353,300	398,000	474,900
	32	304,000	355,000	399,300	476,800
	33	306,200	356,900	400,900	478,700
	34	308,400	358,500	402,500	480,800
	35	310,900	360,000	404,000	483,000
	36	313,100	361,400	405,700	485,000
	37	315,400	362,800	406,800	487,100
	38	316,700	364,800	408,300	489,100
	39	318,300	366,700	409,800	491,000
	40	319,700	368,400	411,000	492,900
	41	321,100	370,100	411,900	494,900
	42	321,500	371,900	413,500	496,800
	43	321,900	373,500	415,000	498,500
	44	322,300	374,900	416,600	500,400
	45	322,900	376,600	417,900	502,300
	46	323,400	378,300	419,400	504,100
	47	324,200	379,800	420,800	505,900
	48	325,000	381,300	422,300	507,700

	49	325,600	382,800	423,600	509,400
	50	326,300	384,400	424,800	511,100
	51	327,000	385,900	426,100	512,900
	52	327,700	387,500	427,300	514,800
	53	328,700	388,600	428,000	516,300
	54	329,400	390,100	428,900	517,900
	55	329,800	391,500	429,800	519,600
	56	330,400	393,100	430,700	521,200
	57	330,800	394,400	431,500	522,800
	58	331,500	395,800	432,400	524,100
	59	332,200	397,100	433,300	525,400
	60	332,800	398,400	434,100	526,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	333,500	399,600	434,800	527,800
	62	334,400	401,000	435,700	528,800
	63	335,300	402,400	436,700	529,800
	64	336,100	403,800	437,600	530,800
	65	336,800	404,800	438,500	531,400
	66	337,800	405,900	439,400	532,300
	67	338,500	406,900	440,400	533,200
	68	339,500	408,000	441,300	534,100
	69	340,100	408,900	442,300	535,000
	70	341,000	409,700	443,300	535,800
	71	341,900	410,500	444,200	536,500
	72	342,800	411,200	445,200	537,000
	73	343,100	411,900	446,200	537,700
	74	344,100	412,800	447,100	538,200
	75	345,100	413,600	448,000	539,000
	76	346,100	414,300	449,000	539,600
	77	347,100	414,900	449,800	540,100
	78	348,000	415,400	450,300	
	79	348,900	415,800	451,000	
	80	349,800	416,200	451,600	
81	350,700	416,500	452,400		
82	351,600	416,900	453,100		
83	352,500	417,200	453,400		
84	353,400	417,600	454,000		
85	354,000	417,900	454,400		
86	354,600	418,300	454,800		
87	355,200	418,700	455,200		
88	355,800	419,100	455,500		
89	356,300	419,400	455,800		
90	356,700	419,800	456,200		
91	357,100	420,200	456,600		
92	357,500	420,500	456,900		
93	357,900	420,800	457,200		
94	358,300	421,200	457,600		
95	358,800	421,500	457,900		
96	359,200	421,800	458,200		
97	359,800	422,100	458,500		
98	360,300	422,500			
99	360,700	422,800			
100	361,200	423,100			

101	361,600	423,400		
102	362,100	423,800		
103	362,400	424,100		
104	362,800	424,400		
105	363,300	424,700		
106	363,700	425,000		
107	364,200	425,300		
108	364,700	425,600		
109	365,100	425,900		
110	365,600	426,200		
111	366,100	426,500		
112	366,500	426,800		
113	366,900	427,100		
114	367,300			
115	367,800			
116	368,200			
117	368,600			
118	369,000			
119	369,500			
120	369,900			
121	370,200			
122	370,600			
123	371,100			
124	371,400			
125	371,800			
126	372,300			
127	372,800			
128	373,200			
129	373,600			
特			820,000	
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	283,800	294,800	316,800	401,000

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	177,200	219,700	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	402,200	475,400
	39	242,100	293,800	403,600	476,100
	40	243,600	295,500	405,000	476,800
	41	245,000	296,800	406,600	477,400
	42	246,300	298,800	408,000	478,100
	43	247,500	300,700	409,300	478,800
	44	248,600	302,700	410,700	479,500
	45	249,700	304,700	412,100	480,100
	46	250,900	306,800	413,400	480,800
	47	252,100	309,000	414,900	481,500
	48	253,100	311,200	416,400	482,200

	49	254,200	313,300	418,000	482,800
	50	255,500	315,600	419,400	483,500
	51	256,700	317,800	421,000	484,200
	52	258,000	319,900	422,500	484,900
	53	259,100	322,000	424,200	485,500
	54	260,300	323,500	425,700	
	55	261,600	325,000	427,300	
	56	262,600	326,500	428,900	
	57	263,700	328,200	430,400	
	58	264,400	330,200	431,900	
	59	265,400	332,200	433,100	
	60	266,400	334,100	434,300	
	61	267,300	335,900	435,500	
	62	268,100	337,900	436,800	
	63	268,900	339,900	438,100	
	64	269,700	341,800	439,300	
	65	270,800	343,500	440,500	
	66	272,100	345,500	441,700	
	67	273,400	347,500	442,900	
	68	274,700	349,500	444,100	
	69	275,900	351,300	445,300	
	70	277,100	353,200	446,500	
	71	278,300	355,100	447,700	
	72	279,500	357,000	448,900	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	280,500	358,600	450,000	
	74	281,500	360,500	450,600	
	75	282,500	362,300	451,100	
	76	283,400	364,200	451,600	
	77	284,300	366,000	452,100	
	78	285,200	367,700	452,700	
	79	286,100	369,300	453,200	
	80	287,000	370,900	453,700	
	81	287,800	372,300	454,200	
	82	288,900	373,800	454,800	
	83	289,900	375,200	455,300	
	84	290,900	376,500	455,800	
	85	291,900	377,600	456,300	
	86	292,900	379,000		
	87	293,900	380,400		
	88	294,900	381,700		
	89	296,000	382,900		
	90	297,100	384,200		
91	298,200	385,300			
92	299,200	386,500			
93	299,700	387,700			
94	300,700	388,800			
95	301,800	390,000			
96	303,000	391,200			
97	304,000	392,600			
98	305,100	393,600			
99	306,100	394,600			
100	307,100	395,600			

101	307,900	396,500
102	309,000	397,500
103	310,000	398,600
104	311,000	399,700
105	311,600	400,400
106	312,500	401,300
107	313,300	402,200
108	314,100	403,100
109	314,800	403,900
110	315,200	404,800
111	315,600	405,600
112	316,100	406,400
113	316,600	407,000
114	317,000	407,700
115	317,500	408,400
116	317,900	409,100
117	318,400	409,700
118	318,900	410,200
119	319,300	410,600
120	319,800	411,000
121	320,300	411,300
122	320,700	411,600
123	321,200	411,900
124	321,700	412,100
125	322,300	412,300
126	322,600	412,600
127	322,900	412,900
128	323,200	413,100
129	323,400	413,300
130	323,700	413,600
131	324,000	413,900
132	324,300	414,100
133	324,500	414,300
134	324,700	414,600
135	324,900	414,900
136	325,200	415,100
137	325,500	415,300
138	325,700	415,600
139	326,000	415,900
140	326,300	416,100
141	326,500	416,300
142	326,700	416,600
143	327,000	416,900
144	327,200	417,100
145	327,500	417,300
146	327,700	417,600
147	328,000	417,900
148	328,300	418,100
149	328,500	418,300
150	328,700	
151	329,000	
152	329,300	

	153	329,500			
	154	329,700			
	155	330,000			
	156	330,300			
	157	330,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		235,000	275,300	332,200	416,600

備考

- 1 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
 - (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担当する職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校 小学校 教育職 給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	452,000
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	453,000
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,500
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	454,000
	45	249,100	282,000	360,700	382,000	454,500
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	455,000
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	455,500
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	456,000

	49	253,800	290,300	366,300	387,900	456,500
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	457,000
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	457,500
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	458,000
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	458,500
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	
	65	269,500	322,000	387,200	407,400	
	66	270,700	323,500	388,300	408,500	
	67	271,800	325,000	389,300	409,600	
	68	272,900	326,500	390,300	410,700	
	69	274,200	328,200	391,400	411,700	
	70	275,600	330,200	392,400	412,900	
	71	276,800	332,200	393,500	414,100	
	72	278,000	334,100	394,600	415,300	
	73	278,800	335,900	395,600	415,900	
	74	279,700	337,900	396,700	416,700	
	75	280,700	339,800	397,800	417,400	
	76	281,700	341,700	398,800	417,900	
	77	282,600	343,400	399,700	418,200	
	78	283,600	345,200	400,600	418,600	
	79	284,700	346,900	401,600	419,000	
	80	285,500	348,600	402,600	419,400	
	81	286,300	350,400	403,400	419,700	
	82	287,100	352,100	404,200	420,100	
	83	287,900	353,500	404,900	420,500	
	84	288,700	355,100	405,700	420,800	
	85	289,600	356,300	406,400	421,100	
	86	290,400	357,900	407,200	421,500	
	87	291,100	359,400	407,900	421,900	
	88	291,900	360,900	408,600	422,200	
	89	292,800	362,200	409,200	422,500	
	90	293,700	363,500	409,900	422,800	
	91	294,600	364,800	410,400	423,100	
	92	295,300	366,200	411,100	423,300	
	93	295,600	367,600	411,500	423,500	
	94	296,300	368,900	411,900	423,800	
	95	297,000	370,100	412,200	424,100	
	96	297,700	371,200	412,500	424,300	
	97	298,400	372,200	412,700	424,500	
	98	299,200	373,200	413,000	424,800	
	99	300,000	374,200	413,300	425,100	
	100	300,700	375,100	413,500	425,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

101	301,400	375,900	413,700	425,500
102	301,800	376,900	414,000	425,800
103	302,200	377,800	414,300	426,100
104	302,600	378,700	414,500	426,300
105	302,800	379,500	414,700	426,500
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000		
111	304,300	384,900		
112	304,600	385,800		
113	304,800	386,400		
114	305,000	387,300		
115	305,200	388,200		
116	305,500	389,100		
117	305,800	389,900		
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		
137		401,200		
138		401,500		
139		401,800		
140		402,100		
141		402,400		
142		402,700		
143		403,000		
144		403,300		
145		403,500		
146		403,800		
147		404,100		
148		404,300		
149		404,500		
150		404,800		
151		405,100		
152		405,300		

	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
	158		406,800			
	159		407,100			
	160		407,300			
	161		407,500			
	162		407,800			
	163		408,100			
	164		408,300			
	165		408,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考

- 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円									
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000	459,900
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800	463,000
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700	466,000
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600	469,000
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000	472,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600	475,000
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200	478,000
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700	481,100
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100	483,800
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800	486,900
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400	489,900
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800	493,000
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700	495,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300	498,000
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100	500,300
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900	502,600
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400	504,600
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200	506,000
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000	507,500
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700	508,900
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300	510,100
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000	511,500
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600	513,000
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400	514,500
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900	515,600
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300	516,700
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800	517,900
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100	519,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300	520,100
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000	521,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700	521,900
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400	522,800
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900	523,600
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700	524,500
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400	525,200
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000	525,700
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300	526,400
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900	527,000
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400	527,800
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900	528,400
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400	528,900
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800	
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200	
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600	
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900	
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	478,300	
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	478,700	
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	479,100	

	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	479,400
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	456,300	
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	456,500	
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	456,700	
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	457,100	
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
定年前再 任用 短時間勤 務職員以 外の 職員	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
	94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200				
	95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600				
	96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000				
	97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300				
	98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700				
	99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100				
	100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500				

101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800						
102	311,500	335,700	361,800	389,200							
103	312,500	336,700	362,900	389,800							
104	313,500	337,800	364,000	390,300							
105	314,300	338,900	365,200	390,600							
106	314,900	340,000	365,700	391,000							
107	315,500	341,000	366,300	391,500							
108	316,100	342,000	366,900	391,800							
109	316,600	343,200	367,500	392,100							
110	317,100	344,200	368,000	392,600							
111	317,500	345,200	368,500	393,100							
112	318,000	346,100	369,000	393,600							
113	318,800	347,000	369,400	393,900							
114	319,500	347,900	369,800	394,400							
115	320,200	348,900	370,400	394,900							
116	320,800	349,900	370,900	395,400							
117	321,400	350,900	371,300	395,700							
118	322,200	351,300	371,800	396,200							
119	322,900	351,900	372,400	396,700							
120	323,700	352,500	372,900	397,200							
121	324,300	352,800	373,100	397,600							
122	324,600	353,200	373,600	398,100							
123	325,100	353,700	374,100	398,500							
124	325,600	354,100	374,500	399,000							
125	325,900	354,500	375,000	399,400							
126			375,500								
127			376,000								
128			376,500								
129			376,800								
130			377,300								
131			377,800								
132			378,300								
133			378,600								
134			379,100								
135			379,500								
136			379,900								
137			380,200								
138			380,700								
139			381,200								
140			381,700								
141			382,000								
定年再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	453,100	

備考 この表は、警察官に適用する。

静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項及び第2項の給料表

(条例第5条第1項の給料表)

号 給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

(条例第5条第2項の給料表)

号 給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000